

なんでもインフォ

2020. 10月

道路法の改正 ～「歩行者中心の道路空間」！～

令和初の道路法改正

コロナ禍の中、令和２年５月 20 日、『道路法等の一部を改正する法律』が成立し、同年５月 27 日に公布されました。

多様化・高度化する道路利用のニーズに応え、物流・大型車両交通の円滑化や災害への備えといった課題への対応に加えて、自動運転・デジタル化や賑わいのある道路空間の構築といった、これからの道路空間の在り方が盛り込まれています。

今回の道路法改正に中で、道路計画設計にもっとも関わると考えられる『歩行者中心の道路空間』について着目してみたいと思います。



出典：国土交通省HP：http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_001283.html

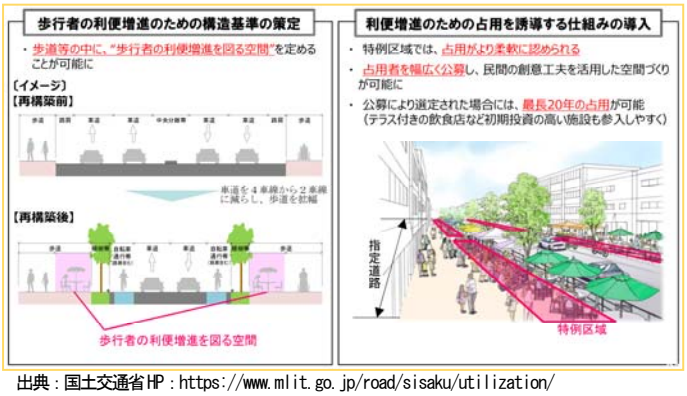
道路法改正でなぜ歩行者中心の道路か？

今回の道路法改正の背景を見ると、歩行者中心の道路空間に関して、以下のようなことを確認できます。

「コンパクトシティの進展等により歩行者交通量が増加する道路も生じており、歩行者を中心とした道路空間の構築が必要」としています。また、自動車交通量が減少している地方の道路について、地方公共団体によっては、歩行者の空間を確保し、地域の賑わい創出につなげていこうという取り組みも進められていますが、これまで『歩行者空間を確保する規定が道路構造令にない』『歩行者の利便増進に資する施設等の設置を認める制度が十分でない』といった状況にあったのは、道路が「歩行者中心」とする法律目的がなかったために、難しかったと推察されます。

「歩行者利便増進道路」制度

道路の交通状況や構造等を踏まえ、歩行者の安全かつ円滑な通行及び利便に資する施設設置や快適な生活環境の確保と地域の活力の創造に資する道路について、道路管理者が「歩行者利便増進道路」として指定することができることとなりました。

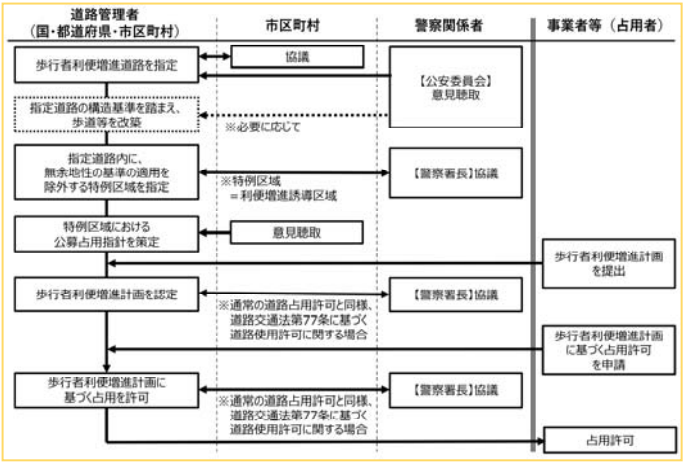


出典：国土交通省HP：https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/utilization/

また、**歩行者利便促進制度**（道路法）と**滞在快適性等向上区域**（都市再生特別措置法改正案）の両面から適用することで、「居心地が良く歩きたくなる」空間の創出を促進されるとされています。

① **車線を減らして歩道を拡げるなど、歩道等の中に（通行区間とは別に）歩行者の滞留・賑わい空間を整備することが可能**
② **カフェやベンチの設置など、占用制度を緩和**
③ **公共による道路の修復・改変と民間によるオープンスペースの提供など、官民一体による公共空間の創出が可能**
④ **区域内の特定の道路について、駐車場出入口の設置を制限することが可能**
⑤ **イベント実施時などに都市再生推進法人が道路の占用・使用手続等を一括して対応**

「歩行者利便増進道路」に指定する手続きは具体的には、道路管理者が、市町村への協議（まちづくりとの整合性の観点。市町村道の場合は不要）と公安委員会への意見聴取（道路交通への影響確認の観点）を行った上で、指定することになります。



出典：国土交通省HP：https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/utilization/

おわりに・・・～歩行者中心の道路へ～

今般、「歩行者利便増進道路」制度によって、歩行者中心の道路整備が進んでいくことが期待されます。

また、道路管理者を始め、交通管理者、道路利用者、民間、商店街などたくさんの人が参加し、対話し、楽しむ、道路・ストリートのムーブメントが繰り広げられている風景に期待したいと思います。

（発行）**株式会社 昭和土木設計** （岩手県紫波郡矢巾町流通センター南４丁目１番23号 Tel 019-638-6834 Fax 019-638-6389）
弊社は道路・河川・橋梁等の計画・設計、BIM/CIM、i-Construction、GIS、ITソリューション等の業務を行っております。
"なんでもインフォ"のバックナンバーは https://showacd.co.jp をご覧ください。
※：掲載した画像や写真等の使用にあたっては著作権者の意図はありません。